

情報を先取り、タブーに挑戦

財界カッポス

【総力特集】北海道と戦後80年

図解・道民は戦争で これだけ犠牲になった!

2025年
9月号

◎札幌、旭川、函館…道内9都市で戦禍の爪痕。◎ビジュアル年表でひもつく 完全保存版、北海道の戦後80年ほか

テレビが大々的に報道 **倶知安町の違法開発、渦中の中国人社長が初めて口を開く!**

北海道内市町村「上・下水道」老朽化率ワーストランキング
移動距離は地球半周、鈴木宗男「奇跡の当選」の舞台裏
道銀に先んじて 雪まつり5基維持に手を上げた北洋銀行「期待と不安」
【特集】道民の知りたいに答える 疾患別 ドクター・病院名鑑



連載・バスチャート
【拡大版】

●グラビア
●秋元康
●プロデュース
●インタビュー
道産子メンバー・河瀬詩が叶えたい3つの夢
22/7の神イベ
「ナナシ」

国平均を上回る
不服審査請求率



札幌国税局の「異常な値」

根拠り葉掘りされる税務調査は多くの納税者にとって嫌なもの。もし、その税務調査が適正に行われていなかったら……。国税OBの税理士が公表されているデータを用い、札幌国税局の課税部門に対し、疑義を突きつけている。

「一罰百戒の効果」と書かれている。24年は処理件数1500件の内、約65%を告発した。

一方、各税務署の課税部門が行う税務調査は、同じ調査でも性格が異なる。申告漏れの疑いがある納税者を調べ、間違いがあれば指摘して調査結果を示して修正申告を促す。国税側

にすれば納税者を「正しい道」に導くわけだ。

しかし、納税者が同意できない、納得できないケースがある。そんな時に国税側が使う手段が課税額を確定させる更正処分だ。

そして、この更正処分に不服がある場合、納税者は地元の国税不服審判所に審査請求し、裁決を求めることができる。

審判所は各国税局ごとに設置され、イメージとしては裁判所のような存在。双方の主張、証拠を基に裁決する。独自に調査する権限も持ち、組織的には国税庁に属するものの、外部の審判官もおり、第三者的な視点で審理を行う。

この審判所への審査請求数と税務調査件数の関係に着目したのが、税理士法人・インパクト（本社・名古屋）の代表・大箸直彦税

理士だ。

インパクトは東京、札幌に支店があり、道内にも多数の法人顧客がいる。

大箸氏は道内企業の税務相談を引き受ける中で、不当な課税が疑われるケースに何件も遭遇した。顧客と一緒に徹底的に戦い、客には税務署の担当職員を刑事告発した事例まである。

東京、名古屋、大阪にも顧客が多数おり、各国税とやり取りする大箸氏はいま、不審を抱いている。他地域ではあり得ないレベルのミスが、なぜ札幌国税の法人税務調査で起きるのだろうか、と。

大箸氏は名古屋国税局のOB。国税時代は法人課税課、資料調査課、査察課で辣腕を振るった。それだけに課税部門の実務の事情を熟知している。

そこで統計的に札幌国税の現状を分析できないかと大箸氏は考え、前述の2つ

国税局ごとに設置
された不服審判所

「マルサ」。国税局の査察官や査察部門を指す通称だ。1987年公開の大ヒット映画「マルサの女」をきっかけに世間に広まった。悪質な脱税を摘発して検

察に告発し、刑事責任まで追究するのが査察調査。国税庁が6月に発表した2024年度の「査察の概要」には

背景に何が!?

の数値に着目。いずれも全国の国税局が公表している。

大審氏の話。

「国税庁の幹部は『税務調査はある種の行政指導。納税者に反省を促し、理解を

深めてもらい、修正申告を促す』と言っています。それがうまくできなかった時、審判所への審査請求が発生するわけですね」

調査件数に対する審査請求の割合（審査請求率）が高いと調査業務の本来の機能を果たせていない可能性

がある——大審氏はそうした仮説を立てた。

札幌国税は「調査は適正だ」と反論

全国11局1事務所ごとに直近2年分の審査請求率を算出した。左上の2つの表がその結果だ。

審査請求率そのものが非常に小さいのは当たり前に審査請求までいくケースはもとと少ない。全国平均は22年度0・6%、23年度

0・88%となった。

大審氏は「札幌国税が他よりも異常に高い」と驚く。22年度は1・22%、23年度は2・13%である。それぞれ全国平均の2倍を超えている。

単年度だけの話なら特殊な事情が働いた可能性を排除できない。しかし、2年連続である。

また、20年度や21年度は新型コロナウイルスの流行で税務署は調査活動を自粛したが、22年度からノーマルモード

になっている。

大審氏の仮説に従うなら、札幌国税の課税部門は他の国税よりもレベルが低い可能性を示唆している。

この審査請求率を札幌国税局に示すと、広報室は「税務調査は適正に行われています。独自に算出された、その割合が高いからといって札幌国税の調査業務がしっかりと行われているのではないか、という判断はあたらない」とした。

広報担当者は、税務調査や審査請求は個々の中身や事情が異なる点を指摘し、審査請求率で判断できない理由としてあげた。

ただ、個々の中身や事情が異なることは他の国税管轄も同じ。当たり前だが、税目は全国どこでも同じ。

税務調査や課税手続きについても同様だ。11年の国税通則法の改正で全国統一のルールになった。国税庁の事務運営指針というマニ

ュアルに基づいて実務が行われている。審査請求率は統計的に意味のない数字ではない。

そこで記者は法人税に絞って審査請求率を算出した。それが左下の2つの表。22年度と23年度の2年間平均では札幌は2・05%。全国平均の2・5倍だった。さらに直近10年間平均では札幌は1・21%。全国平均の約2倍となった。

（野口）

調査件数に対する審査請求の割合

2022年度（全税目）		
1	札幌	1.22%
2	東京	1.03%
3	広島	0.90%
4	沖縄	0.89%
5	高松	0.84%
6	大阪	0.69%
7	熊本	0.37%
8	関東信越	0.35%
9	名古屋	0.32%
10	福岡	0.30%
11	仙台	0.22%
12	金沢	0.03%
全国平均		0.60%

2023年度（全税目）		
1	札幌	2.13%
2	東京	1.50%
3	沖縄	1.17%
4	金沢	1.15%
5	関東信越	0.82%
6	熊本	0.66%
7	高松	0.65%
8	広島	0.62%
9	名古屋	0.51%
10	福岡	0.46%
11	大阪	0.43%
12	仙台	0.41%
全国平均		0.88%

法人税のみ 10年平均 (2014~2023年度)		
1	札幌	1.21%
2	沖縄	1.20%
3	広島	0.70%
4	東京	0.62%
5	金沢	0.54%
6	熊本	0.49%
7	高松	0.47%
8	関東信越	0.46%
9	仙台	0.42%
10	福岡	0.40%
11	大阪	0.30%
12	名古屋	0.24%
全国平均		0.59%

法人税のみ コロナあけ平均 (2022~2023年度)		
1	札幌	2.05%
2	沖縄	1.62%
3	東京	0.97%
4	金沢	0.77%
5	熊本	0.64%
6	広島	0.64%
7	関東信越	0.51%
8	高松	0.46%
9	名古屋	0.44%
10	福岡	0.35%
11	仙台	0.30%
12	大阪	0.19%
全国平均		0.74%

※審査請求割合は分母が実地調査件数で、分子が不服審判所への請求件数。
実地調査件数は事務年度ベースで、審査請求件数は会計年度ベースで公表されている

タチノ